

平成28年 No.9

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

改正理由

校長の任期延長を可能にすることにより、附属学校の円滑な運営を図るため、必要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年3月9日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 3月10日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第 9 号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由： 校長の任期延長を可能にすることにより、附属学校の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>〔省略〕</p> <p>(校長)</p> <p>第12条の3 校長は、東京学芸大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長の意見を聴くことができる。</p> <p>4 校長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、<u>学長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。</u>なお、<u>欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 校長は、附属学校の校務（幼稚園にあつては、園務。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年3月10日から施行する。</u></p> | <p>〔省略〕</p> <p>(校長)</p> <p>第12条の3 校長は、東京学芸大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</p> <p>3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長の意見を聴くことができる。</p> <p>4 校長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 校長は、附属学校の校務（幼稚園にあつては、園務。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>〔省略〕</p> |